

徳島県告示第三百六十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関の廃止について、次のとおり届出があった。

令和元年九月六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

名称	所在地	開設者	廃止年月日
あけぼの調剤薬局	三 一 鳴門市撫養町黒崎字八幡一	株式会社テイライ ンファーマシー	令和元年七月 三十一日